

## エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令及び告示(案)に関する御意見及び御意見に対する考え方

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワクチン接種など、身を守る環境が全国的に整った後に、受験を希望しており、申し込み済みの受験権利の延長をお願いしたい。</li> <li>● 試験に関する要望事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格科目の期間延長</li> <li>・申込済み受験票の有効期間延長</li> </ul> </li> </ul> <p>※期間＝命を守る環境が全国的に整うまで (ワクチン接種が全国的に受けられるような環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験料払い戻し</li> <li>・各都道府県単位での試験の実施(受験者の分散)</li> <li>・来年度試験のオリンピック開催前実施</li> <li>・オンライン試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の案において、一部合格課目の免除期間について、やむを得ず今年度の試験を受けることが出来ない場合、当該免除期間を合格した試験の行われた年の初めから4年以内に延長することとしております。</li> <li>● 当該措置について、対象範囲を大きく拡大することは法律の本来の趣旨に反すると考えられるため、特に必要性の高い者(今年度で免除期間が終了する者)に限って措置することとしております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、エネルギー管理士試験の課目免除期間について、免除期間満期等に関係なく一律、期間を延長していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、受験料の払い戻し、今後の試験の開催方法等については今回の意見募集の対象ではありませんが、御意見として承ります。なお、やむを得ない理由により免除課目を除く全ての課目の試験を受験しなかった方に対しては、申請により受験手数料を返還しますが、詳しい手続き等については試験・講習の実施機関である一般財団法人省エネルギーセンターのウェブサイトをご確認下さい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルスへの感染リスクを考慮し、受験できない者に対して、受験料の返還と課目合格免除期間の延長をお願いしたい。</li> <li>● 課目合格免除期間については、今年免除期間が終了する者に限らず、全てにおいて適用していただきたい。今年免除期間が切れる者だけを対象にするのは不平等である。体調不良にもかかわらず受験する者が出てくると思われるため、柔軟な対応をお願いするとともに感染症対策を万全にとっていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● さらに、翌年度以降にやむを得ない事由が発生した場合については、今回と同様に対応を検討する予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 案文の「…その合格した修了試験の行われた事業年度の翌事業年度に研修を受ける場合は…」について、「翌事業年度以降」とすべきである。理由としては、業務多忙や不可抗力な理由で受講できない場合があるため。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"><li>● 新型コロナウイルスに感染していない場合であっても、合格課目免除期間を延ばしていただきたい。遠方から移動を伴って受験をする場合、人との接触も多くなり、試験会場において対策が徹底されていても感染リスクは避けられない。感染者の少ない地域から多い地域へ移動することの恐怖もあるため考慮していただきたい。</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 新型コロナウイルスが蔓延している東京が試験地のため、家族や会社等のことを考えると受験を躊躇してしまう。合格課目の免除期間を延ばしていただきたい。</li></ul>	